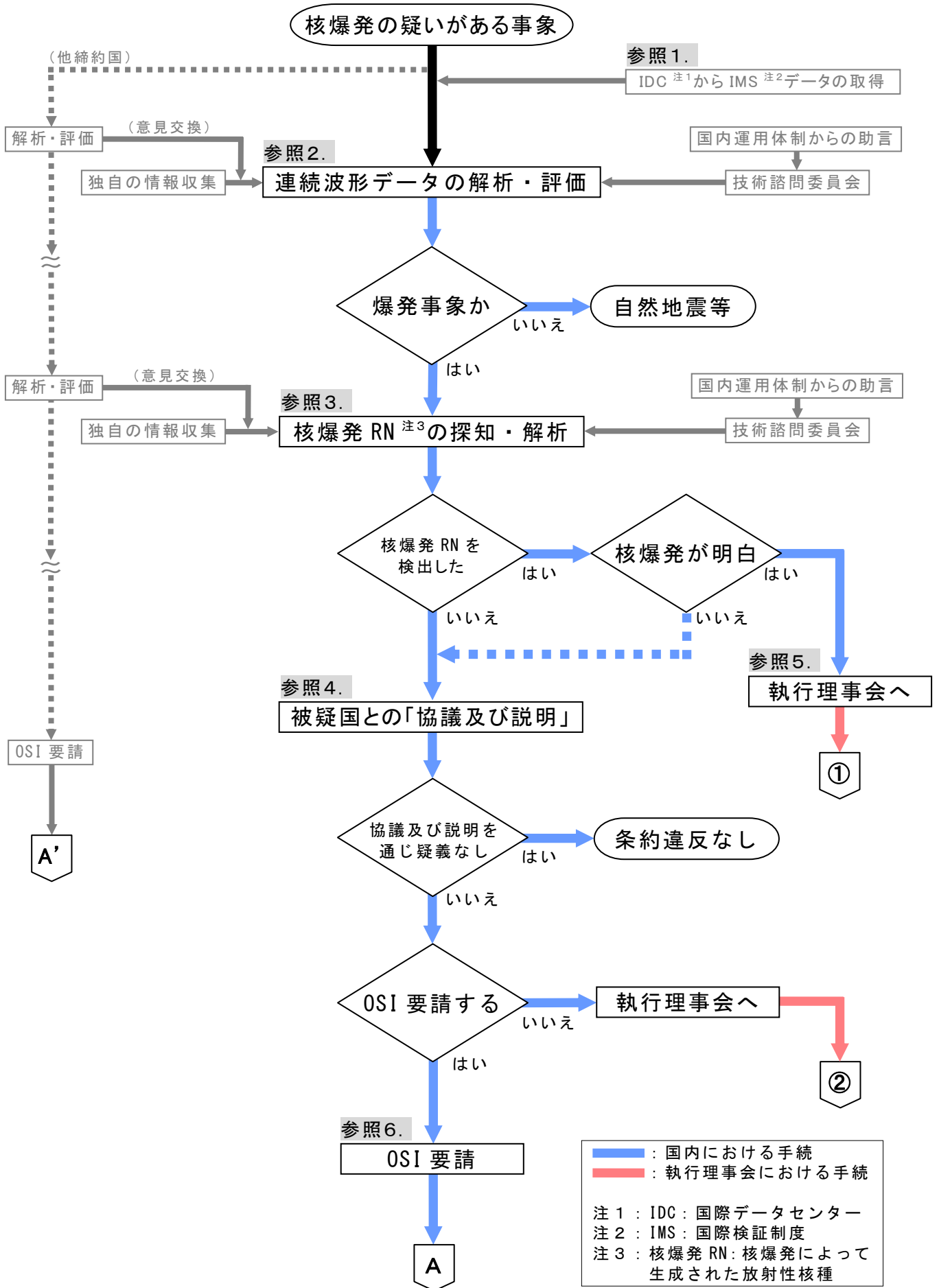
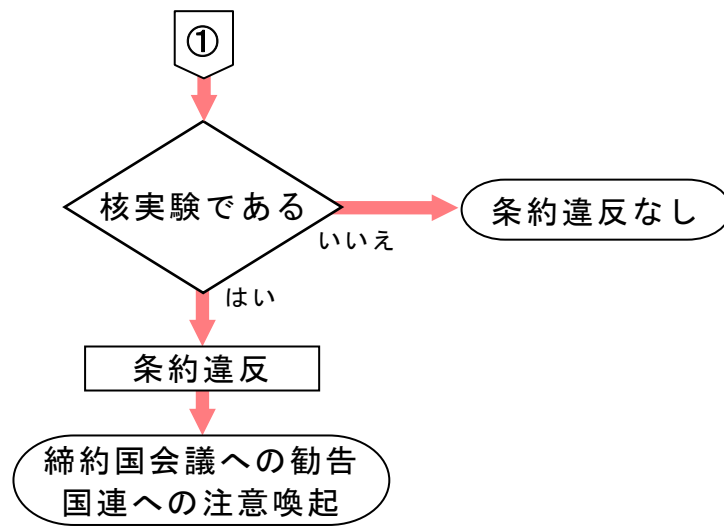


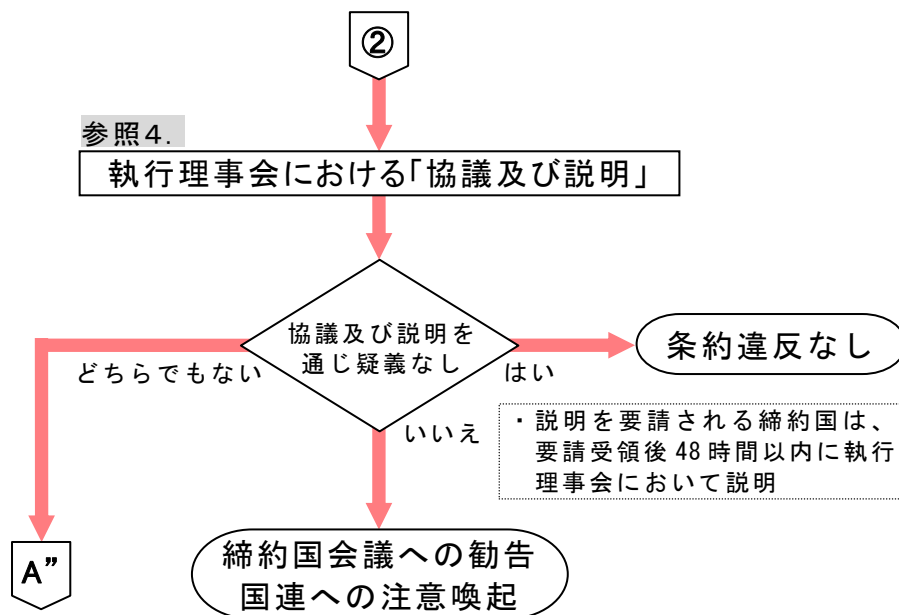
～核爆発の疑いがある事象の発生から 現地査察(OSI)要請までの流れ～



～「IMSで核爆発RNを検出した」、「核爆発が明白」である場合～



～執行理事会における「協議及び説明」～



核爆発の疑いがある事象の発生から 現地査察(OSI)要請までの流れ (留意事項)

一般事項：核爆発の疑いがある事象の判断

- (1) 核爆発の疑いがある事象とは、核爆発に起因して発生した事象である疑いがあるものを指す。
- (2) CTBTO技術事務局(TS)の国際データセンター(IDC)は、国際監視制度(IMS)が観測したデータを収集して解析及び評価を行うものの、その事象が核爆発であるとの判断は行わない(条約議定書第一部18)。
- (3) 核爆発の疑いがある事象に関する最終的な判断は、締約国がその責任において行う。すなわち、条約に違反して核爆発実験を行ったかどうかの判断は締約国が判断し、執行理事会が決定する。
- (4) その判断根拠は、(イ) IDCから提供されるデータ(IMSの観測データ及び条約議定書の附属書二にいう収集したIMS観測データの解析・評価結果(「標準的な資料」)等)及び/または(ロ)締約国内の検証技術を通じて得た独自の情報。
- (5) 国内の検証技術によって核実験の有無を判断した場合、執行理事会における協議において、情報源、その信頼性等を示す必要がある(条約議定書第二部41(f))。国内の検証技術によって得られた情報は、IDCからの情報を補足・補完するものである。

参照1. IDCからIMSデータの取得

- (1) 現在、国内データセンター1(NDC-1、日本気象協会)においては、地震波、微気圧振動及び水中音波データの一部をIDCから取得し、核爆発の疑いがある事象が発生した時に、IDCから全てのデータを取得する体制をとっている。なお、平成22年度中に、核爆発の疑いがある事象の有無にかかわらず、常時自動的にIDCからIMSデータを取得する体制が整備される予定である。
- (2) NDC-2(日本原子力研究開発機構)が実施する放射性核種の探知については、核爆発の疑いがある事象の有無にかかわらず、常時自動的にIDCからIMSデータを取得している。

参照2. 連続波形データの解析・評価

- (1) IDCから提供される(イ)地震波、(ロ)微気圧振動、及び(ハ)水中音波データから探知された当該事象に係る観測データを解析・評価する。
- (2) 解析・評価は、事象が発生した位置、深さ(または高度)、事象の規模等について行い、爆発事象(可能であれば人工爆発)に起因した地震等か

どうかを特定するための分析を行う。

- (3) 解析・評価は、主にNDC-1及び軍縮・不拡散促進センターが実施し、国内当局（軍備管理軍縮課）に対して助言を行う。

参照3. 核爆発RNの探知・解析

- (1) 核爆発の疑いがある事象を「核爆発である」と判定するためには、連続波形データの解析・評価によって、当該事象が「爆発事象である」との判定が行われていることが前提である。
- (2) 上記(1)と併せ、IDCから提供された放射性核種の観測データに、核爆発によって生成される放射性核種が検出され、かつこれが当該爆発事象の発生時に起きた核爆発によって生成されたものであると立証される必要がある。
- (3) 解析・評価は、主にNDC-2及び軍縮・不拡散促進センターが実施し、国内当局（軍備管理軍縮課）に対して助言を行う。

【参照1.及び2.に関する注：核爆発の疑いがある事象に関する最終判断を行う条件】

- (1) 連続波形データの解析・評価（参照1.）によって、爆発事象であるとの判断が行われ、かつ右爆発によって生成された放射性核種が検知される（参照2.）必要がある。
- (2) 更に、上記(1)併せ、政治的な判断が加えられ得る。

参照4. 協議及び説明

- (1) 「協議及び説明」において、まずは被疑国との間でTSの協力を得つつ、必要に応じて執行理事会において懸念を解消する方法がとられる。なお、「協議及び説明」のために、締約国のOSIを要請する権利は妨げられない。
- (2) 「協議及び説明」によって懸念が解消されないとき
 - (イ) 被疑国との「協議及び説明」によって懸念が解消されない場合
「協議及び説明」において理事国ではない締約国が参加できる執行理事会において問題を検討するとともに、執行理事会が事態を是正するための措置を勧告する。
 - (ロ) 執行理事会における「協議及び説明」によって懸念が解消されない場合
 - (a) 締約国会議への勧告または国際連合への注意喚起を行うことができる。
 - (b) OSIを通じて条約違反を明らかにすることが考えられる。

参照5. 「IMSで核爆発RNを検出した」、「核爆発が明白」である場合

- (1) 核爆発の疑いがある事象がIMSのデータのみによって核爆発であるとの判断を行う場合は、爆発事象であること及び当該爆発（核爆発）によって生成された放射性核種が検知され、この事象が核爆発であることを十分に示す必要がある。この場合、締約国は執行理事会の開催を要請し

て、条約違反を検討することができる（条約第2条34、同41）。

- (2) 執行理事会は、上記(1)の検討結果に従い、適当な措置をとることができる（条約第2条41及び第5条）。

参照6. OSI要請

- (1) OSIの要請は締約国の権利であって、義務ではない。従って、他の締約国が要請する場合がある（条約第4条34）。なお、OSIを要請した締約国は、執行理事会の審議における投票権がないことに注意（条約第4条51）。
- (2) OSIの要請には少なくとも、当該事象の推定位置（及びその誤差範囲）とその環境、査察区域、当該事象発生の推定時刻（及びその誤差範囲）等を含める必要がある（条約議定書第二部41）。
- (3) OSIの要請が、執行理事会におけるOSI不承認後及び査察報告検討後、執行理事会において「根拠なし」と判定され、かつ「要請の権利濫用」と判定されることがあり、この場合は事務局が行った準備を含むOSIに係る費用負担、一定期間の査察要請の権限停止、理事国としての任務遂行停止の可能性がある。

(了)